

# 環境美化ボランティア活動支援事業 のお知らせ

●浪江町では、ボランティアとして地域の環境美化活動に取り組む団体を支援するため、浪江町の環境をよくする条例第 5 条に基づき、申請のあった登録団体等に対して、下記の支援を行います。

●申請しようとするにはまず、浪江町環境美化ボランティア活動支援事業実施要綱第 3 条に基づく町の登録が必要です。

## 支援の対象

町内会、住民を構成員とするボランティア団体等

町内に事業所等を有する法人、事務所等

が行う

## ボランティアで行う環境美化活動

- ・道路、公園等の公共施設のごみ拾い
- ・道路、公園等での除草・花植え等の緑化活動
- ・道路、公園、空地での防虫作業

注：共同住宅又は事業所の管理区域を対象としたもの及び個人の活動によるものは対象外

## ■支援内容

- ・ボランティアごみ袋の無料配布（可燃ごみ用、不燃ごみ用、資源ごみ用の 3 種類。活動の規模に応じた年間使用予定配布枚数。翌年度以降も継続団体以外は、活動終了後余剰分は町へ返還）
- ・回収したごみは、ごみステーションには出せません。町が指定する場所に搬入。また、活動実施日を 2 週間前までに町に連絡
- ・花苗の無料配布（花苗の配布日は、町と協議し町が指定する日。ポット数も規模に応じた数）
- ・エンジン式手押しタイプ噴霧器の貸出、防虫剤（18 缶）の無償提供

★活動中のけがや事故にはくれぐれも注意してください。美化活動に起因する事故については、浪江町総合補償規程の範囲内で対応しますが、参加者が安心して活動を行えるよう、ボランティア保険等への加入をお勧めします。

【問合先】 浪江町住民課 生活環境係 電話 0240-34-0228